（第２版）

社会福祉法人泰久会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人泰久会（以下「法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、退職金、功労金及び旅費に関して、支給の基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて「役員等」という。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、退職金及び功労金とする。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給基準）

第３条　常勤の役員に対しては、職務執行の対価として別表１に定める報酬を支給する。ただし、当該役員が法人職員を兼務する場合においては、当該役員報酬と当該職員給与のいずれか一方のみを支給する。

２　非常勤の役員に対しては、報酬は支給しない。

３　評議員に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の計算期間）

第４条　報酬は月額制とし、その計算期間は月初から月末までとする。

（報酬の日割り計算）

第５条　新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、当該月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

４　第２項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、当該月までの報酬を支給する。

（退職金の支給基準）

第６条　常勤の役員が退任したときは、退職金を１任期につき別表２のとおり支給する。ただし、当該役員が法人職員を兼務し、かつ独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉

施設職員退職手当共済制度に加入していた期間があった場合は、当該退職手当共済制度に加入していた期間については、役員退職金の支給を算定するに当たっての期間に含めないものとする。

（任期途中の就退任の場合の退職金）

第７条　任期途中において就退任する場合、その在任期間が１年未満の場合は１任期の２分の１の金額とし、１年以上の場合は１任期の金額とする。

（退職金の支給方法）

第８条　退職金は最終退任時に合算して支給する。

（功労金の支給基準）

第９条　理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し、理事会の決議を経て別表３に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

（死亡時の退職金及び功労金）

第１０条　役員が在任中死亡したときは、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

（報酬等の支給方法）

第１１条　常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

（１）報酬　毎月月末とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

（２）退職金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後１か月以内

（３）功労金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後１か月以内

２　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

３　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（費用）

第１２条　役員等が出張する場合は、次条に定める旅費を支給する。

２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（旅費の種類）

第１３条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃および宿泊料とする。

２　鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金ならびに特別車両料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

（１）乗車に要する運賃

（２）急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に掲げる運賃のほか、その乗車に要する急行料金。ただし、普通急行列車については線路が片道概ね１００㎞以上、特別急行列車または新幹線については線路が片道概ね１５０㎞以上の場合に限り利用できるものとする。

（３）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前２号に掲げる運賃、料金のほか座席指定料金。

（４）やむを得ない事由により特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前３号に掲げる運賃、料金のほか特別車両料金。

３　船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃および桟橋賃を含む。以下「運賃」という。）、特別船室料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）ならびに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

（１）乗船に要する運賃。

（２）業務上の必要により寝台料金を必要とする場合には、前号に掲げる運賃のほか寝台料金。

（３）座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に掲げる運賃および料金のほか座席指定料金。

４　航空賃は、航空旅行の路程に応じ、普通旅客運賃の範囲内の実費額を支給する。

５　車は原則として公用車を使用し、やむを得ない事由がある場合に限り私有車を使用することができる。この場合、車賃は陸路旅行の路程に応じて１㎞当たり１５円を支給する（走行距離は整数値として計算するものとする）。なお、高速道路通行券は片道概ね１００㎞以上にわたる出張のときにのみ実費を支給し、業務上の必要により生じた駐車料金については実費を支給する。

６　タクシーは、他の交通機関がない等の事由によりやむを得ず利用する場合にのみ、片道概ね２㎞以上に限り利用できるものとする。

７　宿泊料は、出張中の宿泊数に応じて１泊当たり１５，０００円を支給する。ただし、宿泊料が定額に満たないときは、実費を支給するものとする。

８　車中泊、機中泊については宿泊料を支給しない。

（旅費の計算）

第１４条　旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事由により、最も経済的な通常の経路または方法によって出張しがたいときは、その現によった経路および方法により計算する。

２　他の機関・団体等から旅費を支給される場合は、前条に定める旅費から、その額を減額して支給するものとする。

３　宿泊料の計算に当たって、研修会・会議等で宿泊施設が指定され、宿泊料が定められている場合は、当該定められた宿泊料による。

（端数の処理）

第１５条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理

を行う。

（１）５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第１６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第１４条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第１５条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

改　定

第１回　　この規程は、平成３１年２月１日より適用する。